

だい しょう
第4章

きほんけいかく
基本計画

第4章 基本計画

第1節 取り組み方針1 ともに支えあう共生のまちづくりを推進します

施策目標1 共生社会の実現に向けて

▲△施策目標を実現するための指標▲△

指標	対象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
「障害福祉に関するアンケート調査」において、「障害者に対する差別や人権侵害を感じることの有無」の「いつも感じる」と答える人の割合	20歳以上の人	4.9%	4.0%
	障害者	5.2%	4.5%

施策1 障害者への理解の促進

◆◇現状と課題◇◇

ノーマライゼーションの理念は徐々に社会に定着してきていますが、偏見や差別といった「心の壁」の除去は、依然として大きな課題となっています。

令和元年度アンケート調査の結果によると、「共生社会」について、「聞いたことがあり、賛同できる」と回答した人は、20歳以上の人アンケート調査で43.7%、障害者アンケート調査で27.9%の回答でした。

共生社会の実現のためには「心の壁」の除去が必要であり、障害や障害者についての理解を深めるための積極的な周知を行う必要があります。

また、障害者に対する理解を促進するため、交流の機会を充実させるほか、社会的支援、福祉問題の課題に対する理解を深めるための教育の推進や、地域住民やボランティア団体、行政が互いに連携し、障害者に対する理解を深めていく必要があります。

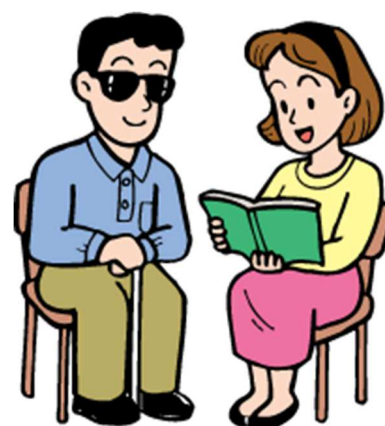
■□施策の方向□■

障害者週間(毎年12月3日から9日まで)における国や県の各種のイベントと連携し、広報紙やホームページなどの広報媒体、各種行事を活用して障害や障害者についての理解を促進するための啓発・広報を推進するとともに、ヘルプマーク等の周知に努めます。さらに、多様な福祉・人権教育活動が展開できるよう関係機関との連携を図り、子どもから高齢者まで、人権尊重の精神に根ざした一貫した福祉教育を推進します。

●○町が行う具体的な取り組み○●

ほうこう 方向	しぎょう ないよう 事業の内容	たんとうか 担当課
継続	こうほうしやホームページ、パンフレット等の各種広報媒体の活用により、障害に対する住民の理解を促進するとともに、福祉サービスやイベント、障害者団体等に関する情報提供に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
継続	身体障害者の日常生活を補助するための補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の普及・啓発に努めます。 【事業例】 「おおいずみ市民活動フェスティバル」	福祉課 社会福祉協議会
継続	こうほうしに知的障害者福祉月間(9月)、障害者週間(12月3日～9日)を掲載するなど周知を行います。	福祉課
継続	「保健福祉まつり」など様々な行事やイベントに際し、障害者に配慮した企画や、参加しやすい環境づくりを行い参画を促し、障害のある人とない人の交流の場づくりを行います。	福祉課
拡充	町内にある障害者施設と近隣住民の交流機会を促進するとともに、知的障害者福祉パレードや障害者団体等が主催する交流機会づくりを支援します。	福祉課 社会福祉協議会
継続	とくべつしえんがっこう等の児童生徒と小中学校の児童生徒との交流や共同学習の充実を図り、障害のある児童とない児童が、ともに育つ交流・ふれあい事業等の推進に努めます。	教育指導課
継続	小中学校では社会福祉協力校として、「総合的な学習の時間」を活用した「福祉」の学習や体験活動を実施するなど、児童生徒の福祉・人権教育の充実に努めます。 【事業例】 「中学生介護体験教室」	教育指導課 社会福祉協議会
継続	教育関係者を障害児理解促進研修会等へ派遣するなど、福祉教育指導力向上に努めます。	教育指導課
継続	社会福祉に対する理解と関心を高めるため、大泉町小中学生ふくし作文・ポスターコンクール等を実施します。 【事業例】 「大泉町小中学生ふくし作文・ポスターコンクール」	教育指導課 社会福祉協議会

ほうこう 方向	じぎょう ないよう 事業の内容	たんとうか 担当課
けいぞく 継続	<p>ちやうみん ふくしいしき たか 町民の福祉意識を高めるため、しやうがいがくしゅう ちいきかつどう 生涯学習や地域活動において、しやうがいしや 理解に関するこうざ こうえんかいなど かいさい すす 理解に関する講座や講演会等の開催を進めます。</p> <p>【事業例】</p> <p>じんけんきょういくしどうしやうせいこうざ へいちやう 「人権教育指導者養成講座」、「傾聴ボランティア養成講座」、</p> <p>しゆわほうしいんやうせいこうざ 「手話奉仕員養成講座」</p>	<p>たぶんかきやうどうか 多文化協働課</p> <p>ふくしか 福祉課</p> <p>しやうがいがくしゅうか 生涯学習課</p> <p>しゃかいふくしきやうぎかい 社会福祉協議会</p>



施策2 差別解消の推進

◆◇現状と課題◇◆

共生社会の実現に向け、すべての町民が障害や障害者について理解し、障害を理由とする差別の解消の取り組みを推進する必要があります。

令和元年度アンケート調査の結果では、「障害を理由に差別や人権侵害を感じたことがある(たまに感じる、いつも感じる)」と回答した障害者等は23.8%となっており、差別や人権侵害を4人に1人が感じていると回答しています。

「障害者差別解消法」について、事業者などに周知するとともに、障害者への差別の禁止や合理的配慮の提供による社会的障壁の除去を推進する必要があります。

■□施策の方向□■

「障害者差別解消法」に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行います。また、差別解消に向け、広く広報紙やホームページなどにおいて、法の主旨の普及啓発に取り組みます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が盛り込まれた「障害者差別解消法」に基づき、国の基本方針を踏まえ、必要な対応に取り組みます。	全 課
継続	障害者の理解の促進と配慮を一層図るため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大泉町職員対応要領」に基づき、差別解消に関して町職員に対し研修会を開催します。	福祉課 総務課
継続	「障害者基本法」、「障害者差別解消法」等の主旨を分かりやすく普及啓発するとともに、本町で施行・策定した「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、障害者の人権が尊重される社会づくりを推進します。	多文化協働課 福祉課 教育指導課

施策3 権利擁護の推進

◆◇現状と課題◇◆

「障害者虐待防止法」の施行を受け、本町では、障害者の権利擁護を推進するため、平成24年10月に「大泉町障害者虐待防止センター」を設置し、虐待防止に向け取り組んでいます。

今後も、虐待事案を未然に防止できるよう、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対して、常日頃から虐待防止に関する啓発を行うとともに、関係機関と連携し虐待防止に努める必要があります。

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことです。

こうした「権利擁護」の問題は、支援が必要な人の増加により、その需要に対応する体制の整備が求められています。障害者の権利を守るために、関係機関との連携を強化するとともに、成年後見制度等の適切な利用を促進していく必要があります。

■□施策の方向□■

障害者への成年後見制度の利用支援や、業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修などを行い、成年後見制度の利用を促進します。

また、成年後見制度における業務を適正に行うことが可能な法人を確保できる体制整備や、市民後見人^{*}の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

^{*}市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識や態度を身につけた人の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された人のこと。

●○町が行う具体的な取り組み○●

ほうこう 方向	じぎょう ないよう 事業の内容	たんとうか 担当課
けいぞく 継続	<p>「障害者虐待防止法」により、虐待の発見者に対する通報義務について、町民及び関係者への周知を図ります。また、虐待に関する通報を受けた際は、家庭や施設・職場などに調査、指導等を行うなど迅速に適切な対応を行います。</p> <p>【事業例】 「障害者虐待防止対策支援事業」</p>	ふくしか 福祉課
しんき 新規	<p>障害者の財産や権利を保護し、自己決定を尊重するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、制度の広報周知や、早期の段階からの相談対応体制の整備を行い、成年後見制度を利用できるよう支援します。</p> <p>【事業例】 「障害者成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度研修会」</p>	ふくしか 福祉課 こうれいかいごか 高齢介護課 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会
けいぞく 継続	<p>関係機関と連携し、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図り、障害者が地域において安心して自立した生活が送れるよう支援します。</p> <p>【事業例】 「日常生活自立支援事業」</p>	ふくしか 福祉課 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会

施策4 合理的配慮の充実

◆◇現状と課題◇◆

「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行され、国や地方自治体等には障害者に対する合理的配慮が義務化されました。

障害者が日常生活や社会生活を送るための妨げとなる、様々な社会的障壁の除去のための合理的配慮はとても重要な取り組みです。

令和元年度アンケート調査の結果では、「合理的配慮の提供を義務付けた、障害者差別解消法についての認知度(言葉だけは知っている、内容まで知っている)」は、20歳以上の人アンケート調査で27.5%、障害者アンケート調査で20.7%にとどまっています。

今後も、障害者にとっての日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための「合理的配慮の提供」に関する知識の普及・啓発に取り組む必要があります。

■□施策の方向□■

共生社会を実現するため、日常生活や社会生活における障害者等の活動の制限や、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くよう、企業や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての普及啓発に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	【再掲】 「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が盛り込まれた「障害者差別解消法」に基づき、国の基本方針を踏まえ、必要な対応に取り組めます。	全課
継続	障害者の理解の促進と配慮を一層図るため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大泉町職員対応要領」に基づき、合理的配慮に関して町職員に対し研修会を開催します。	福祉課 総務課
新規	アクセシビリティに配慮した行政情報の提供に努めます。	広報情報課 福祉課

■■■^{もくひょう たっせい}目標を達成するために ~みんなの取り組み~■■■

^{し さ く もくひょう きょうせいしゃかい じつげん む}施策目標 共生社会の実現に向けて

- ・^{しょうがい}障害についての^{りかい}理解を^{ふか}深め、^{しょうへき}こころのバリア(障壁)をなくし、^{たが}お互いに^{じんかく}人格と^{こせい}個性を^{みと}認めあいましょう。
- ・^{だれ}誰もが^{たいどう}対等に^{ちいき}地域の^{かつどう}活動に^{さんかく}参画できるようにしましょう。



第2節 取り組み方針2 自分らしい生活ができるまちづくりを推進します

施策目標2 健やかな命を支える保健・医療の充実

▲△施策目標を実現するための指標▲△

指標	対象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
住民満足度・意識調査において「健康診断・健康づくりが充実している」と答える人の割合	20歳以上のひと	66.2%	72.0%

施策1 保健・医療サービスの充実

◆◇現状と課題◇◇

脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障害の原因となりやすく、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。

令和元年度アンケート調査の結果では、「障害や難病の指定を受けた年齢」は、「40歳以上」という回答が54.1%と半数以上となっています。また、「障害者の悩みごと」として、「健康管理や医療」という回答も多くあります。

生活習慣病の増加が問題となっている現代では、壮年期以降の疾病による障害の発生も多いことから、これらの疾病予防対策がさらに重要になってきています。

今後は、高齢化が進むなかで、障害者の高齢化や重度化も予想されることから、誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう健康づくりを推進するとともに、保健・医療サービスを充実していくことが必要です。

■□施策の方向□■

健康診査及び各種検診、その後の保健指導を充実し、障害の要因となる疾病の予防に努めます。

また、障害者が安心して医療サービスを受けられるよう、保健・医療に関する情報提供に努めるとともに、福祉医療制度や自立支援医療など、医療費負担軽減に関する制度の周知を図り、保健・療育・医療体制の整備に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

ほうこう 方向	じぎょう 事業の内容	たんとうか 担当課
継続	疾病や障害・精神等の相談・訪問指導の充実を図り、適切な療育・治療につなげます。 【事業例】 「育児等健康支援事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「健康相談事業」、「訪問指導事業」、「地域精神保健福祉事業」	健康づくり課
継続	身体障害者や知的障害者等の自立や社会参加などを支援するため、相談支援専門員による助言や指導を行う相談支援センターの強化に努めます。 【事業例】 「障害者相談支援事業」	福祉課
継続	必要な医療を継続的に受けられるよう、自立支援医療費や養育医療費の給付、福祉医療制度等の周知を図ります。 【事業例】 「自立支援医療費扶助」、「未熟児支援事業」	福祉課 健康づくり課 国民健康保険課
継続	関係医療機関との連携を促進するとともに、広域的医療体制の充実に努めます。 【事業例】 「医療対策事業」	健康づくり課
継続	館林邑楽歯科医師会と連携して、歯科保健医療センターによる障害者の口腔衛生及び医療体制の充実に努めます。 【事業例】 「障害者(児)歯科診療運営費補助金」	福祉課
継続	障害者が、家庭や地域において安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の関係者によるケア会議を開催し連携の強化を図ります。	福祉課
継続	難病患者やその家族が安心して療養生活ができるよう医療機関、訪問看護ステーションなどと連携を図り、切れ目のない支援体制を確立します。 【事業例】 「在宅医療介護連携推進事業」	福祉課 高齢介護課

施策2 疾病等の予防、早期発見・早期治療

◆◇現状と課題◇◆

疾病の予防や早期発見・早期治療は、障害の軽減及び自立の促進など、地域で安心して暮らしていくうえでとても重要なことです。

今後も引き続き健康診査等の受診者数の増加に向けた取り組みをやっていくとともに、早期に適切な保健医療サービスに結び付けられる体制の整備を図り、障害者が安心して生活できるように努めることが必要です。

■□施策の方向□■

障害の早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健及び学校保健施策などを実施し、特に乳幼児期・児童期等における発達障害の早期発見・早期対応に努めるとともに、適切な医療を受けられる体制の整備を行います。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	<p>障害の原因となる疾病の予防と早期発見のため、健康診査及びがん検診等を実施します。また、受けやすい健康診査(検診)体制を充実し、受診率の向上を図ります。</p> <p>【事業例】 「特定健康診査等事業」、「健康診査事業」、「がん検診事業」、 「わかば健康診査事業」、「乳幼児健康診査」、「新生児聴覚検査事業」</p>	<p>健康づくり課 国民健康保険課</p>
継続	<p>健康診査(検診)受診後の事後指導の充実を図るとともに、要精密検査該当者の未受診対策の強化に取り組みます。</p> <p>【事業例】 「健康診査事業」、「がん検診事業」、「わかば健康診査事業」、 「健康相談事業」、「訪問指導事業」</p>	<p>健康づくり課</p>
継続	<p>障害者や高齢者等が自立した生活を送るため、生活習慣病予防や介護予防事業を実施し、健康寿命の延伸を目指します。</p> <p>【事業例】 「介護予防事業」、「健康教育事業」、「栄養改善事業」、 「健康づくり推進事業」</p>	<p>高齢介護課 健康づくり課</p>

ほうこう 方向	じぎょうの 事業の内容	たんとうか 担当課
継続	疾病や障害に対する正しい知識の普及・啓発を図り生涯を通じた健康づくりを推進します。 【事業例】 「介護予防事業」、「訪問健康指導事業」、「健康講演会」、「健康栄養教室」	福祉課 高齢介護課 健康づくり課 国民健康保険課
継続	メンタルヘルスに関する正しい知識の普及・啓発を図り、こころの健康づくりを推進します。 【事業例】 「地域精神保健福祉事業」	健康づくり課

■■■ 目標を達成するために ～みんなの取り組み～ ■■■

施策目標 健やかな命を支える保健・医療の充実

- 健康診査(検診)を受け、自分の身体の状況を知り、適切に医療機関を受診して生活習慣病等を予防しましょう。
- 家族や身近な人の健康に関心を持ちましょう。



施策目標3 ともに学び・育む療育・教育の充実

▲△施策目標を実現するための指標▲△

指標	対象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
「障害福祉に関するアンケート調査」において、 「必要な福祉施策」についての項目の「障害の特性 を理解し、障害のある子どもの可能性をのばすよ うな教育をすすめること」と答える人の割合	20歳以上の人	55.7%	50.0%
	障害者	20.4%	14.0%

施策1 療育の充実

◆◇現状と課題◇◇

成長発達期にある児童は、早期に障害を発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

今後は、乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障害児やそれを支える保護者に対する乳幼児期からの相談等支援体制の充実に努める必要があります。

また、保育園の障害児受け入れ体制の充実・強化も緊急の課題となっています。各関係機関において、心身障害児の保護者が早期から教育相談や指導を受けられるよう支援体制の充実が必要です。

■□施策の方向□■

療育に関する相談は、多様化・複雑化している傾向にあることから、より適切に対応するため、関係機関の更なる連携体制の強化を図り、情報の共有に努めます。

また、どの障害にも対応できるサービスの提供及び、障害児の個々の特性に応じた適切な療育・教育のために、支援に関わる関係者と連携し継続的な支援相談体制を整備します。

●○町が行う具体的な取り組み○●

ほうこう 方向	じぎょう 事業の内容	たんとうか 担当課
継続	<p>集団保育・教育が可能な障害のある子どもについて、社会への適応力を効果的に伸ばすため、保育士等の研修会参加を促します。また、必要に応じて保育園や幼稚園、認定子ども園での加配保育士等の配置を行い、子どもの障害の有無にかかわらず集団保育を進めます。</p> <p>【事業例】 「障害児保育事業」、「心身障害児就園対策費補助事業」</p>	こども課
継続	<p>保育園や幼稚園への相談・支援を引き続き実施し、受け入れ体制の更なる充実に努めます。</p>	健康づくり課 教育指導課
継続	<p>発達の遅れや障害のある乳幼児の保護者等に対して、乳幼児期から学齢期にかけて切れ目のない相談・支援体制がとれるよう努めます。</p> <p>【事業例】 「子育て世代包括支援センター事業」、「育児等健康支援事業」</p>	福祉課 健康づくり課 こども課
継続	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するための県難聴児補聴器購入支援事業の周知に努めます。</p> <p>【事業例】 「難聴児補聴器購入支援事業」</p>	福祉課
継続	<p>児童福祉法に基づく障害児通所支援の給付と障害児入所の支援を継続し、障害の程度や状態に応じたサービスの提供に努めます。</p> <p>【事業例】 「障害児通所給付等事業」</p>	福祉課

施策2 学校教育の充実

◆◇現状と課題◇◆

令和元年度アンケート調査の結果では、「特に必要な福祉施策」として、「障害の特性を理解し、障害のある子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」という回答は平成26年度アンケート調査よりも多くなっています。

障害児に対し、乳幼児期における成長の支援や、就学における障害の特性に応じた教育を実施することにより、本人の持つ能力を伸ばし、将来にわたり生活に必要な力をつけていくよう支援していくことが必要です。

■□施策の方向□■

障害児の能力を引き出し、最大限に伸ばしていくために、本人・家族の意向を尊重しつつ、教育的ニーズをしっかりと踏まえたきめ細かな支援を行います。

また、関係者との連携を図り、障害のある子ども一人ひとりの特性や、発達の段階に応じた継続的な支援を行います。

さらに、障害についての教職員の専門性の向上と理解促進を図るための研修等を検討していきます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	障害の程度、種類に応じた適正な就学指導ができるよう関係機関との連携強化、障害児教育に関する情報提供の充実、障害のある子どもをもつ保護者との連携をさらに緊密にするとともに、乳幼児期から学齢期にかけて一貫した指導体制がとれるよう、就学相談の充実に努めます。	教育指導課
継続	障害のある子ども一人ひとりの特性や発達段階に応じた、ライフステージを通じて切れ目のない支援が提供できるよう、関係機関の連携強化を図ります。	福祉課 健康づくり課 教育指導課 こども課
継続	障害のある子どもの自立と社会参加を旨として、特別支援学校への体験学習参加などを案内し、進路指導の充実に努めます。	福祉課 教育指導課
継続	特別支援学級や特別支援学校に通う児童について、主体性や社会性を育成し、自立の促進を図ることを目的とした障害児通所支援等の事業を継続して行います。 【事業例】 「障害児通所給付等事業」、「心身障害児集団活動・訓練事業」	福祉課

■■■^{もくひょう たっせい}目標を達成するために ~みんなの^{と く}取り組み~■■■

し さくもくひょう
施策目標 ^{まな はぐく りょういく きょういく じゅうじつ}ともに学び・育む療育・教育の充実

- ・^{りょういく きょういく}療育や^{ふあん しんぱい}教育について不安や心配がある時は、^{とき みちが そうだんきかん きがる そうだん}身近な相談機関に気軽に相談しましょう。
- ・^{しょうがい}障害のある人もない人も、^{ひと ひと まな はぐく ちいき}ともに学び育むような地域をつくりましょう。

施策目標4 個性と能力を活かした働き方への支援

▲△施策目標を実現するための指標▲△

指標	対象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
町内法定雇用率達成企業の割合	—	43.8%	56.0%
就労系サービスの利用者数	—	64人	70人

施策1 就労支援の充実

◆◇現状と課題◇◇

障害者が社会的に自立し、生きがいを持って暮らすためには、就労することが重要ですが、雇用の場が限られていることや障害に対する適切な理解が不十分なことから、障害者の働きたいという意向に十分に応えられていないのが現状です。

令和元年度アンケート調査の結果では、「障害者が働くために必要な条件」として、「健康状態にあわせた働き方ができること」という回答が最も多く、「自分の家の近くに働く場があること」という回答が続いています。

また、令和元年6月現在の本町における障害者雇用率は2.39%と群馬県平均を上回っています。

法定雇用率の改正などにより、以前に比べ障害者雇用に対する理解と関心が高まっているなか、本町においても大泉町障害者相談支援センターや関係機関等と連携のうえ、身近な地域での就労支援を行っていく必要があります。

今後も、企業への障害者雇用の普及啓発を図るとともに、国や県、関係機関等と連携し、障害者が自らの能力を発揮し、就労につながるよう必要な知識や能力の習得に向けて支援していく必要があります。

■□施策の方向□■

関係機関等との連携により、「障害者雇用促進法」について、雇用主への普及・啓発・広報活動を実施します。また、地域における学校・企業・関係機関等との連携、就労支援事業所との連携を強化し、障害の状況に応じた支援を推進するとともに、働きやすい環境整備に向けた啓発を行っていきます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

ほうこう 方向	じぎょう ないよう 事業の内容	たんとうか 担当課
けいぞく 継続	かんけいきかん との きんみつ れんけい はか しゅううついこうしえん どう こよう しよくば 関係機関との緊密な連携を図り、就労移行支援サービス等から雇用、職場 ていやく まで いっかん した しえん とく 組みます。 【事業例】 「障害者(児)訓練等給付事業」	ふくしか 福祉課
けいぞく 継続	しゅうろうしえんじぎょうしょ こうきょうあんていじょ しやうがいしやしゅうぎやう せいかつしえん どう 就労支援事業所、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の かんけいきかん との れんけい はか じょうほうていきやう そうだんたいせい しゅうろうご しえんたいせい きやうか 関係機関との連携を図り、情報提供や相談体制、就労後の支援体制の強化 を 図ります。	ふくしか 福祉課 けいざいしんこうか 経済振興課
けいぞく 継続	「障害者雇用支援月間(9月)」を中心に、町ホームページ等の媒体を利用し て、障害者雇用の広報啓発活動に努めます。	ふくしか 福祉課
けいぞく 継続	障害福祉サービス事業所等が提供 する物品・サービスの優先購入を推進 し、作業工賃向上への支援に努めます。 【事業例】 「障害者就労施設発注奨励事業」	ふくしか 福祉課
けいぞく 継続	しゅううついこうしえんじぎょう や しゅうろうけいぞくしえんじぎょう がた がた しゅうろうていやくしえんじぎょう な 就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型・B型)、就労定着支援事業な どによる一般就労に向けた支援の充実を図ります。 【事業例】 「障害者(児)訓練等給付事業」	ふくしか 福祉課



施策2 障害者雇用に関する理解の促進

◆◇現状と課題◇◆

障害者の就労には、職場や事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害者の雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

障害者の就労を促進するためには、受入企業の理解・協力が重要であることから、障害者の雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行っていくとともに、障害者が就労可能な職種の開発や相談体制の充実を図るため、関係機関と連携していくことが必要です。

■□施策の方向□■

関係機関等と連携し、事業所の理解を得ながら、障害者の就労の促進に取り組みます。

また、一般就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、障害者の働きやすい環境づくりのため、障害者への配慮と差別解消に向けた取り組みの充実及び事業所への障害者雇用の呼びかけを行います。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	県や公共職業安定所等と連携し、「障害者雇用支援月間(9月)」を中心に、障害者雇用にかかわる制度・施策の周知を図るとともに、事業者への雇用の啓発を進めます。	福祉課
継続	雇用分野における障害者に対する差別的取扱いの禁止等を定めた「障害者雇用促進法」に関して、関係機関と連携し周知に努めます。	福祉課
継続	県や公共職業安定所が実施するセミナー等の周知・充実に努め、企業に対し、大泉町雇用奨励金の案内を郵送するなど、障害者雇用に関する理解を促進します。 【事業例】 「勤労者福利厚生事業」	経済振興課

施策3 障害者の活躍の場の拡大

◆◇現状と課題◇◆

障害者の就労等の活躍の場を拡大するには、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れられる職場の環境整備や障害者雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

令和元年度アンケート調査の結果では、「障害者が働くために必要な条件」としては、「障害者に適した仕事が開発されること」という回答も多くなっています。

障害者の能力にあった職が少ないといった、活躍できない要因を排除し、障害者が能力に応じて活躍できるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進する必要があります。

■□施策の方向□■

「障害者の雇用の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和2年4月施行)に基づく、障害者活躍推進計画の策定を行うとともに、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員の選任を行い、障害者の活躍の場の拡大を推進します。

●○町が行う具体的な取り組み○●

ほうこう 方向	じぎょう 事業の内容	たんとうか 担当課
けいぞく 継続	【再掲】 就労支援事業所、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、情報提供や相談体制、就労後の支援体制の強化を図ります。	ふくしか 福祉課 けいざいしんこうか 経済振興課
けいぞく 継続	【再掲】 「障害者雇用支援月間(9月)」を中心に、町ホームページ等の媒体を利用して、障害者雇用の広報啓発活動に努めます。	ふくしか 福祉課
しんき 新規	障害を有する職員一人ひとりが、その能力を最大限発揮し、活躍することができるよう、障害者活躍推進計画に定めた取り組みを推進します。	そうむか 総務課

■■■^{もくひょう たっせい}目標を達成するために ~みんなの取り組み~■■■施策目標^{し さく もくひょう} 個性と能力を活かした^{こせい のうりょく い}働き方への支援^{はたら かた しえん}

- ・^{しょうがい}障害の有無にかかわらず、^{う む}持てる力^もを発揮し、^{ちから はつき}互いに^{たが}支えあ^{ささ}いましょう。
- ・^{しょうがい}障害の特性を理解し、^{とくせい りかい}働く^{はたら}うえで^{むり}無理のない^{はいりよ}配慮を^はいましょう。

施策目標5 社会参加や生きがいづくりの推進

▲△施策目標を実現するための指標▲△

指標	対象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
「障害福祉に関するアンケート調査」において、「1年以内にごのような活動をしましたか」についての項目の「特に何もしていない」と答える人の割合	障害者	29.3%	23.0%

施策1 地域コミュニティ活動

◆◇現状と課題◇◇

障害者が地域の様々な分野に参加していくためには、移動手段の確保や交流機会の充実、情報提供等の充実が重要となります。

令和元年度アンケート調査の結果では、「近所づきあい」について約4割の人が「ほとんどやっていない」と回答しており、障害者の地域コミュニティへの参加は大きな課題となっています。

本町の特色として、地域公民館が地域のコミュニティの場であるほか、文化、スポーツの拠点となっていることから、各種行事へ誰もが参加しやすい環境をつくり、障害者が地域社会で孤立することのないようにしていく必要があります。

■□施策の方向□■

誰もが生涯学習やスポーツ・文化活動に積極的に参加ができるよう、地域・関係機関・障害者団体等との連携を図り、ボランティア活動など住民参加による地域福祉活動の振興を図ります。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	自治会、育成会、各種地域活動、ボランティア活動、まつり等の地域行事など、誰もが参加しやすい環境づくりを推進します。 【事業例】 「おおいずみ市民活動フェスティバル」	ぜんか 社会福祉協議会
拡充	ボランティア活動等に参加できるよう情報提供に努めます。 【事業例】 「社会福祉協議会広報紙『ぼらんていあ』」	ふくし課 社会福祉協議会

施策2 スポーツ・レクリエーション活動

◆◇現状と課題◆◇

障害の有無にかかわらず、スポーツやレクリエーションは、体力の維持や向上につながるだけでなく、その活動を通して楽しいひとときを過ごすことで生活の質(Quality Of Life)の向上につながります。

令和元年度アンケート調査の結果では、「今後行いたい活動」として「スポーツ・レクリエーション」という回答が約2割となっています。

障害者がスポーツやレクリエーションなどを楽しめるよう、関係機関と連携し、必要な配慮や環境整備を行うとともに、活動の場の提供に努める必要があります。また、地域社会との交流や理解を深めるため、社会活動へ気軽に障害者が参加できるような環境整備を推進していく必要があります。

■□施策の方向□■

障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツ・レクリエーション活動等を楽しめるよう、団体等と連携し、必要な配慮や相談支援、人材育成、環境整備、情報や発表の場などの体制の整備に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	町内で実施しているスポーツ・レクリエーション活動において、障害者が気軽に参加できるよう関係各課、団体組織等との協力体制づくりに努めます。	福祉課 生涯学習課
継続	関係機関と連携し、障害者がスポーツ・レクリエーション活動へ気軽に参加できるように努めます。	福祉課 生涯学習課

施策3 文化活動

◆◇現状と課題◇◇

障害者の生活をより豊かにし、自立と社会参加を促すために、文化活動への参加は重要です。

令和元年度アンケート調査の結果では、「今後行いたい活動」として「趣味などのサークル活動、生涯学習」という回答が約2割となっています。

障害者が、生きがいをもって、自分らしくいきいきとした生活を実現し、文化活動が楽しめるよう、様々な配慮や環境整備、情報や活動機会の積極的な提供に努める必要があります。

また、地域社会との交流や理解を深めるため、あらゆる文化活動への障害者の参加を促進していく必要があります。

■□施策の方向□■

障害者が文化活動を通じて、地域社会との交流や理解を深めるため、情報や機会の提供を行います。

また、障害に理解のある講師や指導者、ボランティアの育成に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	文化・芸術イベント等、様々なイベントに気軽に参加できる機会や情報を提供します。	全課
拡充	障害者が気軽に参加できる活動、各種教室・講座等の開催を推進するとともに、障害に理解のある講師や指導者、ボランティアの育成、活動場所の確保に努めます。 【事業例】 「障害者体験講座」	福祉課 社会福祉協議会
継続	イベントや各種教室・講座等に障害者が気軽に参加できるよう、企画内容への配慮、会場のバリアフリー化、車いすの準備など環境整備に努めます。	全課

■■■目標を達成するために ~みんなの取り組み~ ■■■

施策目標 社会参加や生きがいの推進

- ・ボランティア活動、サークル活動等に参加しましょう。
- ・障害のある人を誘って、地域活動やイベント等に参加し交流しましょう。

第3節 取り組み方針3 安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します

施策目標6 誰にでもやさしいまちづくりの推進

▲△施策目標を実現するための指標▲△

指標	対象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
「障害福祉に関するアンケート調査」において、 「大泉町における障害者施策における満足度」に ついての項目の「満足している」「やや満足してい る」と答える人の割合	20歳以上の人	25.6%	32.0%
	障害者	42.3%	48.0%

施策1 住環境の整備

◆◇現状と課題◇◇

障害者が入所施設や病院から地域へ移行したり、住み慣れた地域での生活を続けていくためには「暮らしの場」が必要です。

令和元年度アンケート調査の結果では、「今の住まいはあなたが住みやすいように、改造や工夫がされていますか」という設問では、約半数の人が「特になにもしていない」と回答しています。

障害者が住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、障害の内容等に対応した住宅は必要不可欠なものです。そのため、住環境の改善を図るため、重度の身体障害者の住宅改造に助成を行うとともに、グループホーム等の整備を推進する必要があります。

■□施策の方向□■

障害者が地域で生活するために、住環境の改善を図るとともに、関係機関と連携し、一般住宅についても整備に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

ほうこう 方向	じぎょう ないよう 事業の内容	たんとうか 担当課
けいぞく 継続	じゅうどんたいしょうがいしゃじゅうたくかいぞうひほじよせいど しゅうち おこな じゅうどんたいしょうがいしゃ じゅう 重度身体障害者住宅改造費補助制度の周知を行い、重度身体障害者の住 かんきょう かいぜん ほか 環境の改善を図ります。 【事業例】 しんたいしょうがいしゃじゅうたくかいぞうひほじよせいど しゅうち おこな じゅうどんたいしょうがいしゃ じゅう 「身体障害者住宅改造費補助事業」、「重度身体障害者(児)住宅改造費補助金」	ふくしか 福祉課
けいぞく 継続	いっぱんじゅうたく せいかつふくしきん かしつけじぎょう ぐんまけんしゃかいふくしきょうぎかい 一般住宅については、生活福祉資金の貸付事業(群馬県社会福祉協議会)の かつようそくしん ほか じゅうかんきょう せいび つと 活用促進を図り、住環境の整備に努めます。 【事業例】 せいかつふくしきん かしつけじぎょう ぐんまけんしゃかいふくしきょうぎかい 「生活福祉資金の貸付事業(群馬県社会福祉協議会)」	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会



施策2 交通・移動手段の充実

◆◇現状と課題◇◆

障害者が自由に外出し活動していくために、段差の解消や歩道の整備等、物理的な障壁を取り除くことのほか、必要な情報が利用できることや交通・移動手段を確保することが大切です。

令和元年度アンケート調査の結果では、「外出の際に困ること」として、「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」という回答が第2位となっています。

外出が困難な障害者の移動を支援し、日常生活の利便性の向上と生活圏の拡大を図るための移動の支援及び交通機関の確保が必要となっています。

■□施策の方向□■

外出は障害者にとって、社会参加と自立した生活のための重要な要素です。外出が困難な障害者の日常生活の利便性の向上と生活圏の拡大を図るため、移動支援事業や福祉タクシー使用料補助事業等の充実を図ります。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	地域生活支援事業の「移動支援事業」については、提供体制をより充実させます。 【事業例】 「移動支援事業」	福祉課
継続	障害者の社会参加のため運転免許取得及び自動車改造を支援し、自家用車による移動促進を図ります。また、思いやり駐車場利用証制度の周知と理解促進に努めます。 【事業例】 「社会参加支援事業」	福祉課
継続	介護用車両購入費補助や福祉タクシー利用券交付等、障害者が利用しやすい外出支援体制の更なる充実を図ります。併せて高齢者デマンド交通等、関連する事業の周知や活用に努めます。 【事業例】 「福祉タクシー使用料補助事業」、「介護用車両購入費補助事業」、 「高齢者等デマンド交通事業」、「広域公共バスおおぞら」	福祉課 高齢介護課 都市整備課

施策3 バリアフリー化の推進(心のバリアフリー化の推進)

◆◇現状と課題◇◆

障害者が暮らしやすい生活環境とは、言い換えれば誰もが暮らしやすい生活環境であるといえます。バリアフリーという表現がよく用いられますが、そこには様々な意味が含まれ、従来から言われているハード面のバリアフリーのほか、コミュニケーション手段などに関するソフト面のバリアフリー化の推進が重要視されています。

令和元年度アンケート調査の結果では、「強く差別や人権侵害を感じる」として、「街角での人の視線」が約3割となっており、心のバリアフリーは未だ課題があります。

障害者が社会参加するために、こうした総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを推進する必要があります。

■□施策の方向□■

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成30年11月施行)に基づき、心のバリアフリー化や町内施設のバリアフリー化の更なる促進を検討します。特に、道路や公園、建築物を整備する際は、移動等円滑化基準に基づく整備を検討します。また、「群馬県人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、子どもから大人まで、障害の有無や国籍に関わりなく、誰もがいきいきと心豊かに日常生活を送り、社会活動を行うことができる社会の実現を目指し、ユニバーサルデザイン※の考え方を踏まえたまちづくりを推進していきます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
新規	ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、町内の道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。	道路公園課 都市整備課
継続	【再掲】 広報紙やホームページ、パンフレット等の各種広報媒体の活用により、障害に対する住民の理解を促進するとともに、福祉サービスやイベント、障害者団体等に関する情報提供に努めます。	福祉課 社会福祉協議会

※ユニバーサルデザインとは、「バリアフリー」の考え方をさらに進め、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

ほうこう 方向	じぎょう ないよう 事業の内容	たんとうか 担当課
継続	<p>【再掲】 身体障害者の日常生活を補助するための補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の普及・啓発に努めます。</p> <p>【事業例】 「おおいずみ市民活動フェスティバル」</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
継続	<p>【再掲】 広報紙に知的障害者福祉月間(9月)、障害者週間(12月3日～9日)を掲載するなど周知を行います。</p>	福祉課
継続	<p>【再掲】 「保健福祉まつり」など様々な行事やイベントに際し、障害者に配慮した企画や、参加しやすい環境づくりを行い参画を促し、障害のある人とない人の交流の場づくりを行います。</p>	福祉課

施策4 防災・防犯対策の推進

◆◇現状と課題◇◆

障害者にとって、緊急時や災害時の対策・対応や防犯体制の充実をさせていくことは、地域において安全・安心な生活を送るうえで大変重要な課題です。

令和元年度アンケート調査の結果では、「災害時の避難場所」について、「知らない」という回答が約3割となっています。また、「避難所まで自力で避難できない人」は26%となっています。

近年は、時に想定を超える規模の災害が発生し、本町においてもその危険性はゼロではありません。そのため、近年発生した水害等の教訓を生かし、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努める必要があります。

また、町では、不審者・火災などの情報を、携帯電話などのメール機能を利用して「大泉町安全・安心メール」を配信していますが、ひとり暮らしや日中ひとりで過ごしている障害者などの防犯と安全確保のため、関係機関及び地域組織と連携し、防犯体制や緊急時の連絡体制の整備が必要です。

■□施策の方向□■

障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、「地域防災計画」に基づいて、避難訓練の実施や避難場所の周知など、災害発生に備えた体制の整備に努めるとともに、実際の避難支援の際の基礎となる避難行動要支援者名簿の整備を推進します。

また、緊急時に障害者が速やかに必要な支援を受けられるような環境の拡充に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	「大泉町地域防災計画」に基づき各種施策を推進し、防災対策に関する知識の普及や社会福祉施設等における防災対策の促進に努め、障害の有無にかかわらず支援体制の充実に努めます。	安全安心課
継続	災害時に避難行動要支援者に対する避難誘導やボランティア活動がスムーズに行われるような体制づくりに努めるとともに、障害者や支援者の防災訓練への参加を促し、障害の有無にかかわらず、地域が連携できる防災体制の充実を図ります。	安全安心課 福祉課

ほうこう 方向	じぎょう ないよう 事業の内容	たんとうか 担当課
継続	<p>さいがいたいさくきほんほう ちゅう ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ さくせい ひなんこうどうようしえん 災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成や、避難行動要支援 しゃ かん こじんじょうほう とりあつかい とう くに 「ひなんこうどうようしえんしゃ ひなん 者に関する個人情報の取扱い等について、国の「避難行動要支援者の避難 こうどうしえん かん とりくみしん ちゅう ようしえんしゃ ひなんしえんたいせい せいび 行動支援に関する取組指針」に基づき要支援者の避難支援体制の整備を すいしん 推進します。</p> <p>【事業例】 「ひなんこうどうようしえんしゃたいさくじぎょう 「避難行動要支援者対策事業」</p>	<p>ふくしか 福祉課 こうれいかいごか 高齢介護課 あんぜんあんしんか 安全安心課</p>
継続	<p>はいさつ ちいき きょうせい れんけいそくしん しやうがいしゃとう みまも おこな はんざい 警察と地域、行政との連携促進により、障害者等への見守りを行い、犯罪 ひがい ぼうし そうきほつけん ちゅう 被害の防止と早期発見に努めます。</p>	<p>ふくしか 福祉課 あんぜんあんしんか 安全安心課</p>
継続	<p>はいさつ れんけい おおいずみまちあんぜん あんしん ぼうはん かん じょうほう はいしん 警察と連携し、大泉町安全・安心メールにより防犯に関する情報を配信しま す。</p>	<p>あんぜんあんしんか 安全安心課</p>
継続	<p>あくしつ ほうもんはんばいどうけいやく みぜん ぼうし こうほう だまごうざ しやうひ 悪質な訪問販売等契約トラブルを未然に防止するため広報、出前講座、消費 せいかつそうだんいん そうだん はいさつ れんらくちやうせい ちゅう せいねんこうけんせいど 生活相談員による相談、警察との連絡調整に努めます。また、成年後見制度 ちじょうせいかつしりふしえんじぎょうとう かつよう そうだん しえん おこな や日常生活自立支援事業等を活用するための相談・支援を行います。</p> <p>【事業例】 「しょうひせいかつたいさくじぎょう 「消費生活対策事業」</p>	<p>ふくしか 福祉課 じゅうみんか 住民課 けいざいしんこうか 経済振興課</p>

施策5 情報アクセシビリティの推進

◆◇現状と課題◇◇

視覚障害者や聴覚障害者などは、情報の収集やコミュニケーションの確保にハンディキャップを抱えています。こうした障害者の日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、障害者が迅速かつ的確に情報を収集し、コミュニケーション手段を確保できる環境づくりが、重要な課題となります。

令和元年度アンケート調査の結果では、「外出の際に困ること」として、「外出先でのコミュニケーションが難しい」という回答も多くありました。

今後は、障害者が可能な限り意思疎通を行えるように配慮していくことが重要です。特に、視覚障害者や聴覚障害者など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

また、今後も、障害者や高齢者を含む誰もが利用しやすくなるよう、日本工業規格(JIS X 8341-3:2016※)に準拠し、ウェブアクセシビリティの向上に努める必要があります。

■□施策の方向□■

町ホームページをはじめとして、障害者を対象とした様々な福祉サービスや生活に必要な情報が、必要な人に迅速かつ確実・正確に届くような情報提供の方法を検討するとともに、様々な媒体や機会を利用して積極的に情報を発信します。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	町の広報紙やホームページに、障害福祉サービスの内容や各種手当・制度、イベント情報などについての情報を分かりやすく掲載します。また、視覚障害者に対する声の広報配布を行います。	福祉課 社会福祉協議会
継続	障害の有無にかかわらず情報が利用できるよう、ホームページにおけるウェブアクセシビリティの維持・向上に努めます。また大泉町安全・安心メールの配信など、ICT(情報通信技術)を活用した迅速かつ分かりやすい情報提供に努めます。	安全安心課 広報情報課

※JIS X 8341-3:2016 とは、高齢者や障害者を含むすべての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なく、ウェブコンテンツを利用することができるようにすることを目的とした規格。

■■■^{もくひょう たっせい}目標を達成するために ~みんなの取り組み~■■■

^{し さく もく ひょう だれ}施策目標 ^{すいしん}誰にでもやさしいまちづくりの推進

- ・^{おも}思いやり^{ちゆうしゃじょう}駐車場や^{こくさい}国際シンボルマークなどの^{こうつう かん}交通に関する^{せいど}制度を^{りかい}理解し、^{しょうがい}障害のある
^{ひと}人への^{はいりよ つと}配慮に努めましょう。
- ・^{きんきゆうじ}緊急時や^{さいがいじ}災害時に^{かぞく しえんしゃ}家族や^{れんらく}支援者に^{ほうほう}連絡がとれる^{かぞく}方法を^{かくにん}家族と^{かくにん}確認しておきましょう。
- ・^{となり}隣に住む^す人が^{ひと}支援を^{しえん}必要とするのか^{ひつよう}確認し、^{かくにん}必要な^{ひつよう}時に^{とき}協力^{きょうりよく}しましょう。
- ・^{こうほうし}広報紙や^{おおいずみまちあんぜん}大泉町安全・安心メールを^{あんしん}活用し^{かつよう}情報を^{じょうほう}共有^{きょうゆう}しましょう。



施策目標7 自立を支援するための福祉サービス

▲△施策目標を実現するための指標△▲

指標	対象	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
ひとり暮らしが困難な障害者が、地域で安心して暮らすためのグループホームの利用者	障害者	37人	43人

施策1 障害福祉サービス

◆◇現状と課題◇◆

障害者が住み慣れた地域で安定して自立した生活を送るためには、障害者のニーズや障害の特性に応じた障害福祉サービスが提供されることが重要であり、そのためには近隣市町との情報共有も必要です。今後、障害福祉サービスの提供は、「第6期大泉町障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」(令和3年度～令和5年度)により推進していくことが必要です。

障害福祉サービスには、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」及び、障害児のサービスである「障害児福祉サービス」があります。

近い将来、障害者や介護者の高齢化にともない各種福祉サービスの需要が増加すると見込まれます。また、障害児を抱える親にとって最大の心配事である「親なき後」の受け皿としてのグループホームの拡充が必要となります。

■□施策の方向□■

町内での各サービスの提供事業所の確保を図るとともに、供給されていないサービスについても事業所の育成を図るなど、サービス供給の基盤整備を推進します。

また、指定事業者等のサービスの質の向上に向けて、利用者の立場に立って事業運営されるよう促します。また、障害者がサービスを利用する際には、利用者負担軽減措置制度等の周知に努めます。

●○町が行う具体的な取り組み○●

ほうこう 方向	じぎょう 事業の内容	たんとうか 担当課
けいぞく 継続	<p>障害福祉サービスを必要な人が適切に利用できる環境づくりに努めます。</p> <p>【事業例】 「障害者(児)介護給付事業」、「障害者(児)訓練等給付事業」</p>	ふくしか 福祉課
けいぞく 継続	<p>障害者の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、行動援護などの訪問系サービスの提供を促進します。</p> <p>【事業例】 「障害者(児)介護給付事業」</p>	ふくしか 福祉課
けいぞく 継続	<p>障害者が日中活動を利用して地域での安定した生活を送ることができるように、生活介護、短期入所、自立訓練、就労支援等の日中活動系サービスの提供を促進します。</p> <p>【事業例】 「障害者(児)介護給付事業」、「障害者(児)訓練等給付事業」</p>	ふくしか 福祉課
かくじゅう 拡充	<p>障害者が住み慣れた地域で、一人ひとりのニーズにあった生活ができるように、グループホームのサービスの提供を促進します。</p> <p>【事業例】 「障害者(児)訓練等給付事業」</p>	ふくしか 福祉課
けいぞく 継続	<p>一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、指定特定相談支援事業所との連携を図ります。また、サービス利用計画を活用し、より適切な「相談支援」が行われるよう支援します。</p> <p>【事業例】 「相談支援給付事業」</p>	ふくしか 福祉課

施策2 地域生活支援事業

◆◇現状と課題◇◆

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を計画的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的として実施しています。

今後も、障害者等が、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業を効果的・効率的に実施していく必要があります。

■□施策の方向□■

今後も引き続き、障害者が年齢や障害種別などに関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談に応じるとともに、必要な情報の提供や権利擁護のための援助等を行います。	福祉課
継続	地域における自立生活や社会参加を促すために意思疎通や移動を円滑にするためのサービスを提供します。 【事業例】 「意思疎通支援事業」、「移動支援事業」	福祉課
継続	地域における自立生活を支援するために、障害の程度や種別にあった日常生活用具等の給付を行います。 【事業例】 「障害者(児)日常生活用具給付」	福祉課
継続	在宅の重度心身障害者等や一時的に在宅での介護が困難な障害者に日中活動の場の提供を行います。 【事業例】 「在宅重度心身障害者等デイサービス事業」	福祉課
継続	障害者や家族、それを支援していく関係機関や福祉サービス事業所、行政等がネットワークを構築し、地域で自立した日常生活を送り、安心して暮らしていくために協議・検討する地域自立支援協議会の活動を支援します。	福祉課

施策3 経済的支援

◆◇現状と課題◇◆

障害基礎年金や特別障害者手当などの各種手当の支給制度は、障害者やその家族の経済的な負担を軽減し、日常生活を支える役割を果たしています。

今後とも、所得保障及び貸付等経済的支援事業の充実を図り、生活の安定と経済的自立を支援していくことが必要です。

■□施策の方向□■

障害者の日常生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するため、障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当の支給制度などの経済的支援制度の周知を図ります。

●○町が行う具体的な取り組み○●

方向	事業の内容	担当課
継続	障害年金や特別障害者手当、特別児童扶養手当、医療費助成等の経済的援助制度について周知を図るとともに、各種手当の支給などを実施します。 【事業例】 「自立支援医療費扶助」、「福祉医療事業」	福祉課 住民課 国民健康保険課 こども課
継続	社会福祉協議会と連携し、各種資金の貸付制度について周知を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
継続	各種料金の減免・割引制度の周知を図ります。	福祉課
継続	障害者の自立を支援するため奨励金の支給を行います。 【事業例】 「直腸機能障害者等自立奨励金支給事業」	福祉課
継続	群馬県心身障害者扶養共済制度への加入者に対し、掛金の一部を助成します。 【事業例】 「心身障害者扶養共済事業」	福祉課

■■■^{もくひょう たっせい}目標を達成するために ～みんなの取り組み～■■■

施策目標^{し さく もくひょう} 自立を支援するための福祉サービス^{じりつ しえん ふくし}

- ・^{しょうがい}障害のある人は、^{ひと}必要な^{ひつよう}福祉サービス^{ふくし}等^{とう}を利用し^{りよう}自立^{じりつ}した生活を送りましょう。^{せいかつ おく}
- ・^{しょうがい}障害のない人は、^{ひと}福祉サービス^{ふくし}等^{とう}を利用している人^{ひと}についての^{りかい}理解^{ふか}を深め、
^{ちいきしゃかい}地域社会において^{しょうがい}障害のある人^{ひと}とない人^{ひと}が、ともに暮らせるよう^く心のバリアフリーに^{こころ}
^{つと}努めましょう。